

戦争法案の廃止に向けて

結城 洋一郎

私はかつて、このコラムに「自分もまた、戦後の平和と民主主義を次代に伝え残そうとする人々の一員になりたい」という想いを記したことがある（本誌二〇〇三年八月号）。

それから一二年の歳月を経て、私は今日もなお自分がその気持ちを失うことなく平和を求める人々と共にあることを嬉しく思っている。

今、私たちは文字通り戦争と平和の分岐点に立っていると一言でも過言ではあるまい。

一九五〇年から始まる再軍備とその拡大は、「自衛隊の合憲性」を巡る厳しい解釈論上の対立を生み出してはきたものの、幸いなことに、殺すか殺されるかといった生々しい現実性は希薄なままに推移してきた。

しかし、我が国が集団的自衛権の行使に踏み込むならば、日本は自国が攻撃されたか否かにかかわらず、時の政府の一存によって戦争に突入することが可能となるのである。

それは言うまでもなく、単なる理論上の対立を超えた殺戮と破壊、戦争の惨禍へのあからさまなプロローグである。

現政権は、戦争に向かう自らの行為を「積

極的平和主義」などと称し、国民を戦争へ駆り立てる法律を臆面もなく「平和安全法制整備法」とか、「国際平和支援法」などと呼んでいるが、このように一つの言葉を、その持つ本来の意味と正反対に用いることに何ら良心の咎めを感じない人々に、私たちはいかなる信頼を置くことができるだろうか。

これは最早、人間の精神と文化に対する冒瀆と言うほかはない。

だから、私たちは、このような者たちの横暴を決して見逃してはならないし、彼らの作る戦争法案を決して認めてはならない。そして仮にこの法案が成立したとしても、私たちは、その正当性を認めてはならないのである。

ただ残念ながら、九月中にはこれらの法案は可決されているのだらう。しかし、たとえ如何に多くの国会議員たちが賛成しようとも、違憲の国家行為は全て無効であり何ら正当な拘束力を持ちえないというのが民主主義の大原則である。

したがって最後に問われるのは、常に私たち国民一人一人の決意なのである。

七〇年前、日本は国の総力を挙げて戦争を

遂行し、その結果、惨憺たる敗北を蒙った。この惨状を前にして、我々の父祖たちはもう二度とこのような愚かな過ちは繰り返さないと誓い合い、瓦礫の山となり果てた祖国の再建に身を捧げ、その後七〇年の長きにわたる平和国家の礎を築いたのである。

私たちは、この平和な社会を何としてでも次の世代へと引き継いでゆかなければならない。そしてそれは、自分たちにこの社会を与えてくれた父祖たちに対する責務であり、次代の国民に対して負うべき私たちの義務であると思う。

そのために努力すること以上に、自らに誇るべき営みが他にあるだろうか。

逆にもし、この努力を放棄し、平和が破壊されるのを傍観するようなことがあるならば、私たちは将来の国民と父祖たちの前に、どのような顔向けができるというのだらう。

この想いの下、今やこの日本では、職業、性別、年齢、そして政治信条の違いさえも超えた人々が、かつてなかったほどの広がりをもって連帯し始めている。

だから私たちは決してあきらめない。もし為政者が国民の声を無視して力ずくの横暴を押し通すならば、私たち国民は、その者たちを権力の中から更迭し、彼らの作った悪法を廃止するまで、決してあきらめることなく行動し続けるのである。

へゆうき よういちろう、小樽商科大学名誉教授